

秋田市農業集落排水施設条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

## 秋田市条例第30号

秋田市農業集落排水施設条例等の一部を改正する条例

(秋田市農業集落排水施設条例の一部改正)

第 1 条 秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第 5 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項本文」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定その他これに類する処分を受けた者に排水設備の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(秋田市地域下水道条例の一部改正)

第 2 条 秋田市地域下水道条例（平成元年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 5 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項本文」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定その他これに類する処分を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(秋田市個別排水処理施設条例の一部改正)

第3条 秋田市個別排水処理施設条例（平成16年秋田市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第5条第1項」を「第5条第1項本文」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（下水道法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定その他これに類する処分を受けた者に排水設備の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。